

手続きの流れ

空き家取得後リノベ型

空き家取得後リノベ型

- 空き家の取得
- リノベーション工事の契約

リノベーション工事と併せて、耐震改修工事を行う場合は、工事契約前に耐震改修工事の補助金交付申請を行ってください。

工事着手前まで

リノベ済空き家購入型

リノベ済空き家購入型

買取再販事業者が補助対象工事を実施したリノベーション済みの空き家を購入

売買契約後
1年以内まで

事前申込は
ホームページ
から！



市へ補助金事前申込【電子申請】 事務代行可

リノベーション工事の内容、施工業者、工期、金額が決まったら、補助対象要件を満たしていることを確認したうえで、電子申請フォームから事前申込を行ってください。

売買契約後、補助対象要件を満たしていることを確認したうえで、電子申請フォームから事前申込を行ってください。

対象要件を満たす申請者に先着順で、市から事前申込受付通知（メール）を送付

リノベーション工事（着手▶完了）

工事着手日は、工事契約書の工期開始の日付とします。

★工事完了後20日以内

市へ補助金交付申請（兼実績報告）【書類申請】

事務代行可

市から補助金交付決定通知（兼額確定通知）

※交付申請から決定通知までに約2~4週間程度かかる場合があります。

市へ補助金交付請求

市から補助金の支払い

※お支払いには請求から約1ヶ月程度かかる場合があります。

★事前申込受付通知日
（メール）又は住宅購入費用を
支払った日から20日以内

CHECK
POINT

工事写真を撮りましょう

交付申請（兼実績報告）では、工事写真の提出が必要となります。補助対象工事箇所の工事着手前・工事完了後の写真を必ず撮影してください。

撮影のポイント

- ・対象工事の仕様・性能・寸法、機器等の型番、製品番号などがわかる写真を撮影してください。
- ・断熱改修など完成後に工事部分が隠れる場合は、施工中の写真も必要です。

